

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ (国税3)(法人税:義)、(地方税7)(法人住民税:義)
2	要望の内容	一般事業会社への法人税率(法人税法第66条第1項)の引下げを行う場合には、協同組合の特性を踏まえ、軽減税率19%(法人税法第66条第3項)についても引下げを行う。
3	担当部局	総務企画局企画課信用制度参事官室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>協同組織金融機関は、各根拠法に定められた範囲内での会員／組合員を対象とした非営利・相互扶助の金融機関であり、一定地区内において、中小企業及び個人等、一般の金融機関からの融資が受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。また、銀行と比べ、業務範囲や資金調達手段が限定されている。</p> <p>本措置は、上記のような協同組織金融機関の特性を踏まえ、昭和29年の創設以来60年間にわたり講じられてきたところ。これまでも一般事業会社への法人税率の引下げが行われる場合には、併せて協同組合に係る軽減税率も引き下げられてきた経緯がある。今般の税制の抜本的な見直しに際し、本措置の趣旨を踏まえた見直しが行われるよう、今回初めて措置の拡充要望を行うもの。</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。</p> <p>そのため、本軽減措置により協同組織金融機関の自己資本を充実させ、経営基盤を健全化させることにより、地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行とは違い、課税後利益の積上げ以外に内部留保を充実させる手段が少ないため、本措置により、自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システム</p>

			の安定化を図る。																				
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況																				
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 銀行に比べて資本調達手段の乏しい協同組織金融機関において、内部留保を安定的に充実させ、自己資本を向上させることができる。その結果、協同組織金融機関におけるリスクテイク能力を高め、地域の中小企業等に対する融資の円滑化に資することになり、ひいては地域金融システムの安定化に貢献している。																				
8	有効性等	① 適用数等	○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>445</td> <td>443</td> <td>438</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>445</td> <td>443</td> <td>438</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ		23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)	対象法人数	445	443	438	437	適用法人数	445	443	438	437	適用割合	100%	100%	100%	100%
	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)																			
対象法人数	445	443	438	437																			
適用法人数	445	443	438	437																			
適用割合	100%	100%	100%	100%																			
		② 減収額	○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>20,568</td> <td>17,672</td> <td>21,780</td> <td>21,832</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3,605</td> <td>3,102</td> <td>3,734</td> <td>3,743</td> </tr> </tbody> </table> (注1)金融庁調べ (注2)金額は、現時点(19%)での減収額を記載		23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)	法人税	20,568	17,672	21,780	21,832	法人住民税	3,605	3,102	3,734	3,743					
	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)																			
法人税	20,568	17,672	21,780	21,832																			
法人住民税	3,605	3,102	3,734	3,743																			
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成26年度) 内部留保の充実による自己資本の向上を通じ、地域金融システムの安定化に貢献している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成26年度) 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状 <中小企業向け貸出残高> <p style="text-align: right;">(単位:兆円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年12月</td> <td>42.8</td> <td>9.4</td> <td>177.5</td> </tr> <tr> <td>22年12月</td> <td>42.0</td> <td>9.4</td> <td>173.7</td> </tr> <tr> <td>23年12月</td> <td>41.6</td> <td>9.5</td> <td>171.4</td> </tr> </tbody> </table>		信用金庫	信用組合	国内銀行	21年12月	42.8	9.4	177.5	22年12月	42.0	9.4	173.7	23年12月	41.6	9.5	171.4				
	信用金庫	信用組合	国内銀行																				
21年12月	42.8	9.4	177.5																				
22年12月	42.0	9.4	173.7																				
23年12月	41.6	9.5	171.4																				

			24年12月	41.0	9.5	170.1
			25年12月	41.3	9.7	173.2
			<p>(注1)データは「2014年版中小企業白書」による。 (注2)数字は平成26年3月初時点。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>本措置は、協同組織金融機関の内部留保を高めることにより、地域の中小企業に対する融資の円滑化に資し、地域金融システムの安定化に貢献している。</p> <p>仮に本措置が認められない場合には、協同組織金融機関の内部留保の充実が不十分なものとなり、リスクテイク能力の低下につながる。そのため、中小企業等への資金供給に支障を及ぼし、地域金融システムの安定化に寄与できなくなるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる。</p>			
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域金融システムの安定化に貢献するものであるほか、本措置により、協同組織金融機関として必ずしも経済合理性のみでは割り切ることのできない会員(組合員)に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。</p>			
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>協同組織金融機関は、非営利・相互扶助の金融機関であり、各根拠法により、融資対象先(中小企業や地域住民等)及び事業地域、資金調達手段が限定されている。融資先は大企業に比べて信用リスクが高いため、協同組織金融機関は、金融仲介機能を十分に果たすために、自己資本を充実させる必要がある。</p> <p>本特例措置は、課税後利益を増大させることにつながり、利益率が低いとともに資金調達手段が限られている協同組織金融機関の自己資本充実に資する。</p>			
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>協同組織金融機関の内部留保を増加することにより、地域の中小企業等に対する資金供給が円滑に行われることになり、ひいては地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>			
10	有識者の見解	—				
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—				